

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分（地方消費税交付金の17分の7に相当する額）については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。
 平成31年度北方町一般会計における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 118,998 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,817,333 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	総合福祉事業	44,532	539	0	0	5,763	38,230
	障がい者福祉事業	326,836	236,689	0	0	11,809	78,338
	老人福祉事業	43,645	0	0	84	5,706	37,855
	福祉医療事業	200,522	82,930	0	0	15,404	102,188
	児童福祉事業	559,897	377,730	0	2,040	23,596	156,531
	小計	1,175,432	697,888	0	2,124	62,277	413,142
社会保険	国民健康保険事業	137,268	76,441	0	0	7,968	52,859
	介護保険事業	245,656	6,717	0	102,048	17,932	118,959
	後期高齢者医療事業	176,385	21,548	0	100	20,270	134,467
	小計	559,309	104,706	0	102,148	46,169	306,285
保健衛生	母子保健事業	16,084	75	0	0	2,097	13,912
	疾病予防事業	44,442	0	0	0	5,822	38,620
	健康増進事業	22,066	1,968	0	0	2,633	17,465
	小計	82,592	2,043	0	0	10,552	69,997
合計	1,817,333	804,637	0	104,272	118,998	789,424	

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。